L'1：関門特別区間又は⑴①イ㈡イ）Bに定める区間のキロ程（単位：キロメートル）
L'2：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）
P　：別添６のうちＡ又はＢに掲げる高速道路の料金の額若しくは⑴①イ㈣ト）に定める料金の額（単位：円）
P'1：別添６のうちＤに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）
R　：⑴①イ㈡イ）Bに定める区間を除く普通区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）
R'1：関門特別区間又は⑴①イ㈡イ）Bに定める区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）
R'2：大都市近郊区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）
t　：1.05（消費税及び地方消費税の転嫁）
U　：軽自動車等については1,000、普通車については2,000（単位：円）

㈣　普通区間等の料金を合算する特例

ＥＴＣクレジットカード、ＥＴＣパーソナルカード又はＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ＥＴＣ車」という。）については、次表に掲げる場合（二以上の場合に該当し得るときを含む。）におけるそれぞれの通行（最初に本割引が適用された日の翌々日までに本割引が適用された通行に限る。西日本高速道路株式会社が別に定める日までは、通行の全部又は一部に⑫イに定める日が含まれる場合を除く。）に係る本割引適用後の料金の額（下記Ａ又はＢに限る。）を合算した額（以下「合算額」という。）が、㈠の表中に定める額を超える場合は、これを㈠の表中に定める額とする（なお、西日本高速道路株式会社が別に定める日から、「近畿自動車道松原那智勝浦線と四国縦貫自動車道を、近畿自動車道松原那智勝浦線の和歌山北インターチェンジ、和歌山インターチェンジ又は海南インターチェンジと四国縦貫自動車道の徳島インターチェンジを経由し連続して通行する場合。」の欄から「四国縦貫自動車道と広島呉道路を、四国縦貫自動車道の松山インターチェンジ又は伊予インターチェンジと広島呉道路の呉インターチェンジを経由し連続して通行する場合。」の欄までに掲げる場合において、合算額が普通車において1,000円を超える場合には、これを1,000円とする。）。

Ａ　㈠の定めにより算出した本割引適用後の料金の額。
Ｂ　㈡の定めにより算出した本割引適用後の料金の額から下記の計算式により算出した額を差し引いた額。

ａＬＲｔ＋Ｐ

※ただし、上記式において、ａＬＲｔに50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

㈱　上記式においてａ、Ｌ、Ｐ、Ｒ及びｔは、それぞれ次の数値を表すものとする。

ａ　：大都市近郊区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は１。大都市近郊区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、25を大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。
Ｌ　：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）
Ｐ　：別添６のうちＤに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）
Ｒ　：大都市近郊区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）
ｔ　：1.05（消費税及び地方消費税の転嫁）

| |
|---|
| 連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、⑴①ロに定める均一制を適用する各区間（以下「均一制区間」という。）、長崎バイパス、武雄佐世保道路又は佐世保道路を含む場合（各料金所間を均一制区間については３時間以内（近畿自動車道天理吹田線の吹田インターチェンジから近畿自動車道松原那智勝浦線の美原ジャンクション又は岸和田和泉インターチェンジへの通行については６時間以内）に、長崎バイパス、武雄佐世保道路又は佐世保道路については２時間以内に通行する場合に限る。）。 |
| 中国横断自動車道岡山米子線と安来道路を、中国横断自動車道岡山米子線の米子インターチェンジと安来道路の米子西インターチェンジを経由し（２時間以内に料金所を通行する場合に限る。）連続して通行する場合。 |
| 中国横断自動車道岡山米子線と安来道路と中国横断自動車道尾道松江線を、中国横断自動車道岡山米子線の米子インターチェンジと安来道路の米子西インターチェンジ及び安来道路の東出雲インターチェンジと中国横断自動車道尾道松江線の松江玉造インターチェンジを経由し（２時間以内に料金所を通行する場合に限る。）連続して通行する場合。 |
| 四国縦貫自動車道と四国横断自動車道愛南大洲線を、四国縦貫自動車道の大洲インターチェンジと四国横断自動車道愛南大洲線の大洲北只インターチェンジを経由し（２時間以内に料金所を通行する場合に限る。）連続して通行する場合。 |
| 近畿自動車道松原那智勝浦線と一般国道165号及び166号（南阪奈道路）（以下「南阪奈道路」という。）を、近畿自動車道松原那智勝浦線の美原ジャンクションと南阪奈道路の羽曳野インターチェンジを経由し（２時間以内に料金所を通行する場合に限る。）連続して通行する場合（大阪府道路公社が管理する南阪奈有料道路を連続して通行する場合に限る。）。 |
| 九州縦貫自動車道鹿児島線と鹿児島道路を、九州縦貫自動車道鹿児島線の鹿児島インターチェンジと鹿児島道路の鹿児島西インターチェンジを経由し（２時間以内に料金所を通行する場合に限る。）連続して通行する場合。 |
| 山陽自動車道吹田山口線と一般国道31号（広島呉道路）（以下「広島呉道路」という。）を、山陽自動車道吹田山口線の広島東インターチェンジと広島呉道路の仁保インターチェンジを経由し（２時間以内に料金所を通行する場合に限る。）連続して通行する場合（広島高速道路公社が管理する高速１号線及び高速２号線を連続して通行する場合に限る。）。 |
| 山陽自動車道吹田山口線と今治小松道路を、山陽自動車道吹田山口線の福山西インターチェンジ又は尾道インターチェンジと今治小松道路の今治湯ノ浦インターチェンジを経由し（６時間以内に料金所を通行する場合に限る。）連続して通行する場合。 |
| 山陽自動車道吹田山口線と四国縦貫自動車道を、山陽自動車道吹田山口線の福山西インターチェンジ又は尾道インターチェンジと四国縦貫自動車道の松山インターチェンジを経由し（６時間以内に料金所を通行する場合に限る。）連続して通行する場合。 |
| 関西国際空港線と関西国際空港連絡橋を、関西国際空港線の全線から関西国際空港連絡橋の関西国際空港連絡橋インターチェンジを連続して通行する場合（２時間以内に料金所を通行する場合に限る。）。 |
| ループと任意のインターチェンジ相互間を連続して通行する場合（周回走行を２回以上行う場合は、２回目の周回後の通行を除く。）。（本特例は全自動車のうち、軽自動車等及び普通車に適用する。） |
| 本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路一般国道28号及び本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路一般国道30号を連続して通行する場合。 |
| 近畿自動車道松原那智勝浦線と四国縦貫自動車道を、近畿自動車道松原那智勝浦線の和歌山北インターチェンジ、和歌山インターチェンジ又は海南インターチェンジと四国縦貫自動車道の徳島インターチェンジを経由し（20時間以内に料金所を通行する場合に限る。）連続して通行する場合。 |